

# 乙訓郡上植野村役場日誌(3)

高久嶺之介  
西村卓編

まえがき

今回の「乙訓郡上植野村役場日誌」(3)は、明治十九年一月一日から同年四月三十日までの分の翻刻である。

(3)の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである(五十音順)。

梅本香織 篠谷直子 高久嶺之介 西井千夏 西村卓  
長谷川澄夫 長谷川武史 福井徳子 百瀬ちど  
り 安国陽子 若崎敦朗

## 凡例

一、表記は原則として次のように統一した。

- (1) 原文に適宜読点、並列点を付した。
- (2) 使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字・明白な誤字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に関するものはそのままにしたものもある。
- (3) 変体仮名は現行の字体に改めた。
- (4) 判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「　」で示した。
- (5) 欠字・平出は一字あきとした。
- (6) 印は通常のものを(印)とし、公印などの角印は印とした。
- (7) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、

その日の記述の最後に（欄外）とし、「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するために、次のように適宜注記を付した。

(1)誤字・脱字・宛字などについて、適宜（）で傍注した。

(2)意味が通じにくいが原本のままとしたものは（ママ）、原本の文字に疑問がある場合は（カ）、衍字と思われる場合には（衍）と傍注した。

(3)本文以外の部分や異筆の場合は「」でくくり、（表紙）（朱筆）などと傍注した。

(表紙)

〔明治拾〕九歳戊戌七月式日從

日誌

上植野村総代

一月四日 晴天 午前ヨリ兩人出勤仕、午后ヨリ各組長初集会致シ、年祝ニ酒武升、外ニ肴数ノ子一升五合、こまめ壱升ニ差出シ、付テ披露ハ大神染ノ義、秋廻ル義ヲ話シ致シ、且又宮札ヲ夫々渡シ、小便屎入札致シ、高札壱円七錢三テ湯川伊之助へ落札相成候得トモ、永井・小嶋・民秋・清水□印ス  
伊藤儀兵衛好松・小野元吉ノ丑松、徵兵適齡話シ致シ、分署へ官理者届ケ差出ス

今里・鶴冠井・井ノ内三ヶ村へ鳴谷山係ル藤林九蔵ヘ手代東植之長太郎暇ノ義ヲ三ヶ村へ通知ス

半紙拾折・半切壱本・半紙けいし百枚、向日町木村辰之助ニテ求ル

各組長へ空串且売薬コト申置候

一月二日 先總代ヨリ事務受取、先惣代ヨリ教育金式

拾六円七錢五厘受取

一月五日 晴天 四日夜雪三寸計フリ

今里村ヨリ鳴谷山ニ付葉書參り、其後鶴冠井村鎌田弁

一月三日 晴天 午前第八時、伊勢大神樂頬相見ヘ、当事務所始メテ廻シ、拾錢<sup>(ママ)</sup>相供候

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

藏当村事務所迄依頼ス事、京都代理人え御尋ニ依頼候事、次ニ字下川原藪件ニ付当村小林庄衛門(左腕力)呼寄、右之件々申入、早速寺戸村竹林え其由申参リト帰宅ス、直(道)

次ニ午后六時ニ地籍編纂達シ戸長役場有之、付テハ布告廿壱枚達ニ相成リ

又次ニ同村上川原藪地件之大西五兵衛呼寄、右由ヲ申

候処、答古來ヨリ書証ニは無ト答ス、只今年中ニ御座

候也、夫レニ付、本日夜ニテ民秋德兵衛・小嶋久左衛門・同久兵衛・永井九郎左衛門・小の利右衛門、野口

宗兵衛、(ママ)五名ニ總代兩人(ママ)七名ヨリ相談ス事

又向日町外五ヶ村役場ヨリ明後八日ニ徵兵検査有之ニ付、右ノ名義ニ其時酒禁スノ注意有之候也

五日晚ニ竹林義且竹五両件ヲ右該人へ相談シ候処決定

ヲ左ニ如シ

竹五義ハ年限相過候ニ付、取戻スコトニ決定ス

竹林義ハ年限相來ス候ヘトトモ年貢不納ニ付、取戻ス決定相成、上納ノ義(ママ)迄猶予ス

右儀ニ付、永井九郎左衛門午前、小嶋久兵衛午後

御足労ニ預リ

一月六日 晴天 竹林義ニ付小林庄左衛門呼寄セ候、

戸長役場ヨリ本年中学齡入之者、森鶴之助始メ外十四

者取調ニ出勤候也

一月九日 晴天 午前九時頃より小の五郎右衛門官理

人之者尋義之達ニ午前七時越候

午前八時五十分ニ郵便はがき式枚、表記ノ人名無之添  
紙付ル

午后ヨリ民秋氏休ス、午后一時四十分より今里村使参  
リ、書面ニ字鶴谷山件は、先達ニ郵便はがき差出し、  
藤林え御越し可被下哉御尋之書面ニテ候也

午后一時頃より木之山武兵衛隼次郎入校届出ス

十日 晴天 午前八時出勤ス、民秋氏・和田氏両人向  
日町小学始業式、午前九時頃より出頭ス、其後小野五  
郎右衛門は官理者係リ、清水は田租国税切符調、各組  
長え渡ス事、六時帰宅ス

夜午后十一時頃ニ向日町総代より土木課回章相來リ、  
早速ニ写取、神足村惣代回送ス

十一日 晴天 夕立午前アリ、午前六時ニ野口宗右衛  
門、民秋宅へ相見ヘ、夜ゼン同様之次第二付申出ニ相  
成、盜難相掛リ早速ニ書面向日町分署差出ス候処、巡  
査出張相成、取調ノ上書面直シ再差出ス

十時ニ京都府土木課三原、西国街道検分ニ出張相成、  
字下川原川嶋太兵衛前道修繕相成ニ付、当村受合スル  
カ御尋ニ付、府庁ニテ願度ト申上候、因テ府庁より受  
合スルト帰府シラレ

其時雨カフリ、金式本嶋田十介借、役人ヘ貸ス、帰リ  
ニ右該人ヘ右傘借スト仰セ候

（ママ）  
后午四時頃ニ戸長役場より儲蓄米返米達シ、又種痘人  
達シ有之、早速通知至シ候

午前ヨリ小の五郎右衛門、午后六時迄壹日御苦勞預リ、  
午后四時ニ墓所調行キ

夜分永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・小嶋政次郎両三人、  
竹林・竹五両件ニ付御苦勞ニ相ナリ、其決議ハ戸長願  
コトニ決定ス

十二日 晴天風吹 午前八時頃ヨリ各組長集会スル事、  
右は藪地件ニ付、清水戸長役場え鍵下年明ニ付、丈量  
手続御尋ニ出頭致シ候、午前十一時四十分ニ帰宅ニ当  
村事務所帰り、藤田重郎兵衛宮総代更退ニ罷在、其ニ  
付当村持泉庵え一月六日盜難届ケ相認メ被下様、藤田

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

重郎兵衛依頼ス、午後ヨリ一時頃ヨリ川嶋太兵衛死亡  
届ケ出シ

午前同刻ニ各組長ヘ申置候件ニ、(官理者死ニ候節ハ法  
理者帳面ハ今日調相成リ、后々七時鍬下起返ニ付、前  
丈量人永井九郎<sub>(郎脱)</sub>左衛門・和田伊兵衛・藤田安左衛門両三  
人総代集会スルコト

小の五郎右衛門官理者コトニ付五拾錢日当出ス、此官  
理者帳面ハ今日調相成リ、后々七時鍬下起返ニ付、前  
丈量人永井九郎<sub>(郎脱)</sub>左衛門・和田伊兵衛・藤田安左衛門両三  
人総代集会スルコト

接ス、年明ト相定メハ、決シテ竹キルコト止ル、大西  
五兵衛十年か又五年の年ニテモ段々応接シテ依頼申戻  
候処、然ルニ村中<sub>(協議)</sub>脇義ニ掛ケルト答ス、午后々ヨリ丈  
量人永井・和田・藤<sub>(田脱カ)</sub>西三人又は人足小しま久左衛門・  
林田四郎兵衛、字山ノ下南組民秋茶畠ヨリウチデス  
次ニ午后三時頃ニ民秋鳴谷山件ニ付、組合今里村惣代  
小山宇三郎宅へ行キ相談之上、翌十四日石作戸長役場  
ヘカイテ・当村、両村より行クコトニテ帰村ス

十三日 晴天 午前より七時頃ヨリ出トス、鶴冠井村  
鎌田弁蔵、当村旅所ニ前ニテ出合候処、字鳴谷山件ニ  
付、石作村戸長役場<sub>(事脱)</sub>え公証止メニ御依頼致シ置候処、  
不明瞭ニ付返却ニ相成候処、当村総代ヨリ持主名記載  
シテ再公証止ニ可罷出様依頼相成候、鎌田神戸行候、  
私は<sub>(當務)</sub>當務所え出勤ス處ニテ、大西五兵衛呼ニ遣シ、使  
内々ニテ出頭致スベキト早速出頭致シ候処、段々応接  
イタシ、大西五兵衛答事、年明ト有ルはシカタナシガ、  
竹キラシテ可被下ト答スニ、竹キルコト相無テスト応

永井四郎右衛門・植田九郎兵衛・民秋岩次郎、后々六時帰宅ス

十四日 晚大雨

十五日 晴天 午前九時頃ヨリ民秋・清水両京都行、字嶋谷山件ニ付藤林久藏殿御尋ニ罷出候也、小塩村惣地所字官田別地価金トノ書記ノ帳簿、又は古來ヨリ村ニ渡シタル小塩札三枚ト藤林方え預置候也

午后七時頃ニ戸長役場ヨリ府会撰挙スル達相ナリ

十六日 變陶敷天氣 午前八時頃ヨリ民秋・清水出勤致シ、戸長役場ヨリ上納取纏メニ小の利右衛門・清水久兵衛兩人出頭被致候、午后一時ヨリ民秋氏は戸長役場ニ鍵下起返ニ付事御尋ニ参り候也、其際竹林年季にて數作シ候処貢金不致ニ付、戸長へ説諭ヲ依願ス佐々木五兵衛野番貢出金ス、且田中治兵衛分金五拾錢長谷川与兵衛より出金ス

向日町木村辰ノ助ニテ美濃界紙式百枚買求ル、通付ナリ

十七日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋出勤致シ、午前十時カイテ村へ片山仁之介宅行、留主中ニ付帰宅ス

同刻ヨリ和田伊・藤田安・清水三人、人足片山長左衛門半日・小の利右衛門壱人・植田九郎兵衛壱人、丈量スル人足ニ御苦勞相成、午后二時頃小の五郎右衛門当事務所へ御越ニ相成、林田六右衛門長女たね学校退校スル書面書キ、且藤田喜之介ノ戸籍面写し帰宅ス

次ニ午后六時頃ニ永井九君相見ヘ、午后晚六時過ニ森永之君へ鍵下起帰リコトヲ尋ニ推參ス

十八日 午前八時ニ兩人出頭ス、午前八時ニ戸長役場ヘ竹林ノ上納未納ニ付上申ス、誓弘寺上納九拾壹錢候処、金毫円持參ス、此レニテ勘定可被下様申入置候、午前八時頃ヨリ鶏冠井村片山仁之介方え六人部件ニ付御尋ニ参り帰宅十二時ス、永井九郎左衛門・和田伊兵衛・藤田安左衛門・民秋氏両四名、人足和田栄次郎・上田九郎兵衛・湯川伊之介、午前ヨリ御苦勞相成候、又午后ヨリ永井九郎左衛門・和田伊兵衛・藤田安左衛

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

門・清水・民秋両五名、人足上田九郎兵衛・和田栄次郎・森好松御苦勞様相成候、右丈量もアラマシカタツキ、午后六時ヨリ丹波国大原大明神札入一宿被下度ト願ニ参リ、清水・民秋両人ヨリ御断申候テ、后七時ニ定使馬吉付テ向日町境界迄送リ候テ帰宅ス、又午后八時ヨリ各組長集メ、始ニ六人部壱戸ニ付壱錢出し皇典皇究分署生徒壱人乙訓郡中差出し、次諸願渾テ当村事務所迄御答被下度様、又次字芝ノ下森好松実地ニ付元村持ニ有之候処、今ニ至リ森好松持ニ相成候(筋)候件ニ、當村ニ買求メ候か、右実地其儘當村ニ御支配被下度候、其かハリニ上ノ地ニテ樹木ト植付至間敷候之書付、村ヨリ森好松御被下度ト森源右衛門ヨリ御答相成候(筋)候件、今以テ總代丈量人モ相談付かタキ候付、先各組長協義スルト答テ帰宅ス、各組長協義(致)至シ候ニテハ、其地は元之儘ニシテ置候協義ニ相成候、又次ニ丈量旗杭ヲ児ニ貰事相成スト村中一統ニ披露ニ候哉又次ニ前ヨリ御咄し通、竹林件は戸長役場え願候処、若シ又戸長ニ置テ説諭無難キ候ハヽ、裁判所願書之コトニ各組長協義は決議ニ相成候(筋)候也

十九日 晴天 午前八時頃ヨリ向日町紙辰之介仙花壱丈・半紙十折買求、次ニ今里村事務所迄字鷗谷山件ニ付、去冬分ヨリ経費一先御勘定致シ度之書面ヲ以テ参リ候、次丈量人永井・和田両人事務所ニテ繪図引ニ罷有候ニテ

二十日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋・清水出勤ス、永井九郎左衛門・和田伊兵衛出頭致シ候、上納催促上田三右衛門達シ有之、又小林宗介上納請取戸長送リ相成候(筋)候、午前十一時頃ヨリ戸長小使ニ府会議員投票用紙ヲ以テ参り候コト、又次永井九郎左衛門ヨリ乙訓郡粟生村地内当村永井平左衛門粟生村□□方え壳渡しニ相成候公証印御願ヲ長法寺戸長役場え差出し候、午后一時戸長役場達シ趣ニハ、藤田喜之介附籍願ニ付、徵兵令第三十六条ニ当り本人ニ猶一応為念ニ本人え直チニ通知有之度候之達シニテ、早速本人戸長役場え出頭致シ段々願書ヲ下戻シ可被下候ト御依頼申候処、午后四時頃迄ニテ未タ本人帰宅致(サ脱)候、和田伊兵衛不安心ニテ總代戸長役場出頭可被下様ト依頼ニ相成候、清水氏

早速役場え出頭致シ候処、戸長ヨリ郡役所え差出しニ

テ只今本人ニ断書以テニ御下戾シ之願書差し候ニ付、

夫ニテ清水帰宅ス

二十日晚八時頃ヨリ各組長ヨリ先晩之集会持集ニ相成

候六人部ヨリ皇典講究分署出方

イ組答 各組多分付

口組答 同 断

ハ組答 五合位夫トモ多分付

二組 成丈ケ減シ多分付

ホ組 凡式錢言切

ハ組 五合以下多方慮へし

各組長決議凡先五合ニ定ル

氏子惣代投票 高数 六十点 小嶋久兵衛

再点 五十点 永井九郎左衛門

三番 上田嘉右衛門

四番 中小路弥三兵衛

此下札夫々有之候ヘとも、此晚ニ永井

九郎左衛門苦勞当事務所へ出頭相ナリ、

小嶋久兵衛ハ病氣ニテ不來、右役ハ受

拾本ト買求ル

ルノ定使ニ受取夫より

一月廿一日ヨリ氏子総代定ル 小嶋久兵衛

永井九郎左衛門

一月廿一日 霽フリ 午前八時兩人出勤致シ、永井氏

壱人、和田氏前半人御苦勞ニ預リ、向日町貯金預ケル

コトニ付、片山利助役場參リ、永井・和田・民秋三人

預ル、然ルニ当村永井太左衛門田地売渡ニ付公証願書

候、付テハ八時頃藤田治郎吉納屋へ盜難入込搔餅七升、

餅霰八升計取ニ、夫ニ付書面式通分署差出シ、次ニ戸

長役場ヨリ右役場費切符小使新次郎持參リ、後ヨリ藤

田喜之介徴兵異動届ノ願出ヘク様達シ有之、其事カてれ

調て藤田甚七役場持参ス、又駅伝取締規則ヲ尋ニ井上

勘右衛門・上田吉郎兵衛兩人当事務所へ罷越シ、又戸

長役場ヨリい組・ろ組府会議員投票入ルヘク様ト右該

所へ達シ有之、右式組へ持達シ、夫ニ付戸長役場費取

立ハ凡廿五、六日頃ニ寄ルコトヲ各組へ小使ヲ以申入

置候、次ニ木村辰之助カ半紙、界紙式百枚持參し、筆

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

一月廿二日 晴天 午前八時頃ヨリ兩人出勤シ、鍬下

起帰リニ付永井・和田両人同刻ヨリ出頭被下、は組上

田嘉左衛門ヨリ学校出シ四円四十五錢五厘廿七戸分受取、又ヘ組安井組八廿四戸分三円九十六錢受取、又ホ組藤田治郎吉より四円六十式錢廿八戸分受取、又に組長小の喜四郎より十九戸半三円廿一錢七厘五毛受取、寺方法花寺・勝林寺・万福寺・持泉庵四戸分小使治三郎より受取、但シ小学校出シハ老ケ月拾六錢之割ナリ

次ニ十一時頃ニ大神樂佐藤源大夫ト唱ヘ十七年帳ヲ持参シ、村方ノ印ヲ証トシテ廻ヲ願ニ参リ、右源大夫ハ面カ違帳面ハ不敢ト申シ聞置不致

午前九時頃ニ六人部氏子総代当撰之由報知ス、十時頃

ニ六人部是暉当事務所ヘ罷越シ、之儀ハ皇典講究分署三ヶ年之間年ニ六円ツ、出スコトヲ前年極リ、其六円ヲ願ニ相見ヘ、年々三月ニ出金スルコトト申入候処、本年ハ一月ニ是非願度ト六人部氏より依願ニ付、先跡より出金ス答エス

午后四時頃ニ巡查中川氏巡回に相ナリ

午后五時頃ニ、口組長堀池半右衛門四円拾式錢五厘受

取候也

一月廿三日 晴天 午前八時ヨリ民秋・清水両人出勤致シ、付テハ前記ノ事件ニ付、和田・永井両人出頭被下、午后一時頃ヨリ民秋戸長役場ヘ教育費金廿五円拾六錢式厘五毛用係長谷川与五郎ヘ相渡候、付テハ荒地免租明キ書面ヲ戸長ヘ尋問候処、明日出頭スヘキ様トニ付帰村ス

午前十一時頃ニい組教育費式円九拾七錢定使治三郎ヨリ受取、内十六錢五厘永井庄助ヨリ受取、同日受取切符相渡ヘシ

一月廿四日 日曜 雲天 午前八時ニ戸長役場京都府

土木課官吏出張、夫ニ付村総代夫々行、當村總代民秋・  
清水両人トモ該役場ヘ行キ候処、地籍編算之コトヲ言  
論シ相ナリ、但シ畦畔コト也、午后一時ニ両人トモ當事務所ヘ出勤シ、地価持一統ヲ同夜集会スルコト布告事務所ヘ出勤シ、地価持一統ヲ同夜集会スルコト布告

流シス、付テハ起帰リニ付地主夫々申置候

又芝廻リ且夫々ノ村中持ノ畠、今度起帰リニ付、藤田

重郎兵衛・藤田甚七・安井武右衛門・上田清四郎・い

右高点ヨリ四名相定リ候事

藤米吉・上田嘉兵衛、当事務所へ出頭スヘキ様ヲ定使

治三郎ヲ以申入置候、戸長役場之経費切符ヲ午后四時

ニ配達ス

同晩地価集会シ出頭方々左記ス

小嶋久左衛門・林田龜次郎・湯川伊之介・中小路宗左

衛門・小嶋久兵衛代三之介・小林嘉平治・秋田富三郎・

堀池半右衛門・上田九郎兵衛・上田嘉右衛門・永井治

左衛門・小林弥三郎・小の喜四郎・中小路弥宗兵衛・

永井九郎左衛門・和田伊兵衛・藤田吉之助・藤田治郎

吉・藤田吉郎右衛門代龜次郎・藤田重郎兵衛・上田嘉

左衛門・安井宗八・メ式拾弐人・不參方々・秋田駒吉・

森源之助・森鶴之介・小の利右衛門・永井五兵衛・小

の幸太郎・メ六人、右地価持評決之上、地籍編算係リ投

撰相成

高点廿壹 和田伊兵衛 再点十九 永井九郎左衛門

三点十五 小嶋久兵衛 四点九 湯川伊之介

五点八 藤田重郎兵衛 六点六 上田嘉右衛門

七点六 秋田富三郎

右費用出シ方渾テ地価ニ相係ル決定相ナリ  
付テハ起帰リ費用トモ一寸相談シ候処、是ハ地主地ニ

係ルコト

付テハ地籍編算ノコトヲ各組長ヨリ組々集会シ披露ス  
ルコトヲ願置候、其晩畠畔ノ処ハ先ヌリ畠ヲ付ル畔ヲ  
持主トスル決議定リ、然ルニ込ノ畔ハ持主ヲ相談之  
上ニテ相定ヌヘシ

日當給壱人ニ付拾五錢ト定リ

一月廿五日 雲天 午前八時ニ民秋・清水・和田・永  
井出頭ス

午前八時ニ安井武右衛門相見ヘ、鳴坂烟ヲ年租増税ス  
ルコトヲ言諭ス、又八時過藤田善吾相見ヘ、芝ヶ本荒  
願出ルニ付、草生地ニスルコトヲ言諭シ候処承知ニテ  
帰宅ス、戸長役場之経費切符ヲ他所ヘ第八時配達ス、  
吉村筆相對朱壹丁加ル

上田重左衛門鑑壱疋取り切付差出ス  
一月廿五日 晩 午后々ヨリ六時頃ヨリ各組長改<sup>(正)</sup>せ文

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

量ニ付、畔或ルイハ不明瞭ノ処、我持主ヨリ記致スル  
様ノ披露可被ト様依頼スルコト  
又同時頃ニ戸長役場ヨリ小じま喜平治下男丑松証符小  
の利右衛門ヨリ送リ可被下候

一月廿六日 晴天 午前八時ニ清水・民秋両人出勤シ、  
同日ヨリ畔係り永井九・和田伊・小嶋久兵衛・湯川伊  
四人出勤、林田六右衛門長女たね退校願總代手元ニ預  
り、同村中小路久右衛門盜難係ルニ付、書面式通分署  
ヘ差出ス、は組灯燈張替ヘ申五錢五厘ニテ張替ス、府  
會議員投票開キ、林田龜次郎・永井治郎右衛門・中小  
路宗左衛門西三人郡役所へ御苦勞相ナリ、午前八時出、  
午后五時帰村相ナリ

一月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋両人出  
勤シ、畔係り四人出勤候  
午前八時頃ニ戸長役場ヨリ昨日右両三人御苦勞相成候  
処、委任書無之ニ付該場ヨリ委任状相來リ、夫ヲ夫々  
印形取て午前八時頃藤林より状参リ、午后一時ヨリ該

一月廿八日 晴天 午前七時頃ヨリ民秋・清水両人共  
出勤候、次に丈量人四名共出勤ス、戸長役場費取纏メ  
致し居候処、午后一時頃ヨリ郡役所中野氏無鑑札之者  
無之哉ト御尋ニ参リ候、次ニ戸長役場より藤田喜之助  
ニ係リ早刻美印持參而テ出頭致シ様書面参リ候也

家へ清水氏上京ス、次ニ鍵下起帰之書面ニ調印、夫々  
押ニ参リ、午后四時頃ニ山口九右衛門孫生シ、生産届  
ケヲ書面ヲ書テ該人へ渡ス

場ニ御願參リコト御依頼シテ帰宅候也

十六錢五厘学校分引、内八錢六厘戸長役場ヒ引、差引  
式円七十五錢渡ス

一月三十日 雪雨天 午前八時ヨリ終代式名出勤シ、丈量人四名とも出勤シ、然ルニ鳴谷山件ニ付公証猶予ノ義、鶏冠井村ヘ昨夕先ニ書面ヲ差出シ候処、本日午前九時頃ニ片山仁之助殿カ当事務所參堂シ、其上ニてカイテ村より中嶋石太郎殿カ石作戸長林新左衛門宅ヘ行候て、公証猶予義ヲ願參リ候処、聊文面不都合ニ付、当事務所ヘ午后四時頃ニ帰村相成、其上再応該中嶋氏ヲ願置候、来ル二月一日願行コト願置候

本日当事務所出頭名々、午前ニ鳴田十助懸取ニ相見、午后上田林右衛門書出し持テ相見ヘ、午后桶屋市之助懸取ニ相見ヘ候

午后小野利右衛門私用ニ付相見ヘ

午前七時ニ清水氏六人部氏ヘ皇典講究分<sup>(所)</sup>暑金六円持参ス

ス

一月三十一日 雪雨天 午前八時総代兩人出勤シ、午前八時丹与・桶幸懸払ス、馬吉給料金三円渡ス処、内

午后五時過ニ兵庫県下雇人ガ当事務所ヘ一宿願出尋申候て、馬吉鳴坂迄送ス

此夜雪フル、壹寸計フリ

本日森源右衛門宅ニテ字上川原ト、元長谷川与兵衛今ハ村中持相成其道通ひ森源之介字しや九ト称田地南表畔ヲ今般道スルコトヲ、又森源右衛門持ノ堂ノ前半反田行道ヲ森源右衛門表畔ヲ道トスルコトヲ清水氏より申入候処、此両件トモ承諾ス、然ルニ右字しや九ト申所南表畔ノ処、森鶴之介溝有之、其溝ヲ村方ヘ申受け、此件ヲ該人申出候て承諾ス、午后四時頃ニ上田嘉左衛門字地後稱処表畔ヲ、此レ清本市右衛門田行都合、上田嘉左衛門ノ畔ヲ道トスコトヲ申出候処承諾ス

生鳴信吉生産届願出、一覽之上戸長役場ヘ差遣ス、次ニ乗願寺玄米五斗竹屋儀兵衛ニ預ケ置候処、午后四時ニ植田林右衛門ヘ売払式円七十錢受取、節季払木ノ山多吉・小林平兵衛・上田林右衛門・森源右衛門・永井五兵衛渾テ夫々払フ

午后五時過ニ兵庫県下雇人ガ当事務所ヘ一宿願出尋申

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

二月一日 雪雨天 午前八時頃ヨリ民秋・清水両人出勤シ、午前十時ニ丈量人四名出勤シ、午前十一時頃ニ上田九郎兵衛私用ニ付相見ヘ、午前九時頃ニ秋田富三郎妹伏見蒂刀町ヘ縁付シ、其送籍願ヲ願出、書面認メテ戸長役場差出ヘキ様ト申置相渡候、午后一時頃生嶋信吉子生ニ付、名附書認メテ妻わさニ渡ス、同刻森好松持主野添田地起返ニ付、右地所水ヲ入ルコトナラン野差入一札当村入ル、然ルニ晩組長一統、畦畔係、地価持小嶋・小野・民秋、総代集会ス

集会問題ハ本單笥(簞)・タフル調ルコトヲ、營業無鑑札ニテナスベカラズコト、郷中旅所ヘ牛車入ルコト無用ノコトト申示談置候、畦道之処從前之通ニナスコトニ決シ、道無分ハ持主、道無者相対上、村方中裁スルコトニ決シ、馬吉(乞食)キ取締ヲナスコトヲ組々ヘ申談シコトニナリ、野道大道ハ渾テ五分定ル、懸クル場所ハ今般杭入ルコト、小道ハ水引道ト定ル、余ハ從前之通り

二月三日 雪有天晴 初午ナリ、節分ナリ、村中休暇午前八時頃ヨリ山口九右衛門出産名附書依頼、清水宅迄参リ早々事務所罷出名附書認メ、又次ニ小林龜次郎退学御願差出テ帰宅候コト、又午后五時頃ヨリ清水宅ニテ鶴冠井村使ニ参リ候テ帰村コト

二月二日 晴天 午前八時総代出勤シ、畦畔係小野・

和田・湯川三名出勤シ、午前八時鶴冠井村中嶋石太郎相見ヘ、其上ニテ石作戸長役場へ公証猶予ニ行、午后三時四十五分帰村ス、付テハ一時頃石塔寺今般上川原式歩荒地起帰リニ付、番水入ル無用証文ヲ入ル、荒地免租年期明ノ書面四通、図面三通とも戸長役場迄差出ス、次ニ嶋田佐介タフル・本簞(簞)調ルニ付、寸法取ニ相見ヘ、鳴谷山ノ勘定之義ヲ鶴冠井村より報知候処、先伏見裁判所済迄見合スヲ承リ

川西二名出勤之コト

二月四日晚 午后七時頃ヨリ各組長事務所出頭可致、先晚村民協議御咄し有之候処、馬吉コシキ取締之コトは、先先之金三円之内テ情々免強為致シト申候テ、早々馬吉事務所迄呼寄其コト篤ト申聞セテ、村中無洩相廻ルコトニ決議相成候テ、先コシキ番ノ金壹円は一月中ニテ発スルコト、各組長・総代決議相成候也

至急ニ可被下様、若シ怪我有之候テは不相成候ニテ、本日御労足可相成候様ノコト、清水早々宅帰リテ、本晩各組長ヲ御依頼シテ右件々篤ト各組長え申入置候処、又次ニ午后二時頃ヨリ永井平治出産報告書並名附書ト武通役場え差出し、次ニ鷄冠井村繪代中嶋石太郎事務所迄参リコト

二月七日晚 各組長自家用料酒之義ニ付披露スルコト

二月五日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・湯川出勤之コト、民秋出勤スルコト

二月六日 雨天 兩人共休日スルコト、午后二時頃ニ村井孫右衛門妻之コトニ付、竹田村西庄村太郎、清水宅迄参りテ段々御咄し致しテ帰宅スルコト

二月八日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋両名共、營業・工業上リ高取調ニ付其コト係ル、午后ヨリ永井君依頼ス、役場ヨリ藤田喜之介ニ係ル早刻ニ當役場実印攜帶參致候様達シ有之、早々総代ヨリ報知スルコト

二月九日 晴天 午前八時ヨリ清水・民秋出勤ス、自家用料ノ手酒不分明之処夫々調ニ行、午后一時頃ヨリ清水氏教育費戸数割帳面ヲ差出し、付テハ金六十六錢ニテ係ルコト、清水は八時頃ヨリ戸長役場え自家用料酒之義役場え出頭シテ、自家用料村中ニ有之候ハ、検査官一戸毎ニ調ニ相成候ニテ、先ニ村内ニ無之様下調五右衛門相見ヘ、明治十年五月左大臣岩倉公ヨリ達四

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

拾三号布告見ニ相成、此布告写取テ帰宅ス、同日午前ヨリ小嶋・永井両君畔コトニ付出勤相成

ヲ持シテ戻リ候が、書面表テニ鳴谷山四ヶ村立合之上一応御相談申度義ニ付、当村事務所迄籠越し之書面ニテ、早々かいで村總代其事ヲ報知スルコト

二月十日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋両人出勤

ス、次ニ畔畔人永井九・和田出勤ノコト、九時頃ニ野口四郎兵衛参り、字野上山畠ヲ敷ニ切換被下度ト依頼

ニ参リ、役場え御尋テ返答シテ帰宅ス、次ニ小野喜四

郎・植田嘉左衛門妻死亡ニ付埋葬書ヲ依頼参リ候、又

十二時頃ヨリ鶏冠井村小使書面ヲ以テ参リ、字鳴谷山ニ係ル公証猶予願書、藤林氏え持参リト存居候ニテ、其御村ニ有之書面、此使之者ニ御渡し可被下度ト依頼

書罷在、総代ヨリ相渡スコトニテ帰村候コト

二月十一日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋出勤スルコト、畔畔取調人和田氏・小じま両人出勤ス、午前九時頃ヨリ西国街道普請ニ係ル村総代、一応現場迄出頭被下ト

民秋・清水両人行テ事務所え帰ルコト、午一時頃ヨリ字北山大羽敷ニ木キルト聞候ニテ、清水・永井両人見ニ行、帰リ使者ニ今里村協議費持行候処、帰ルニ書面

(議)

二月十二日 晴天 民秋ノ生産名附書差出し、上田勝兵衛教育費<sup>(除カ)</sup>免余書面差出候、右上田勝兵衛書面返却ニ相成候  
午前九時頃ヨリ当村鳴田重介鉄砲風呂銅筒壹本盜<sup>(被)</sup>取ト申来ル、早々盜難御届書差出しテ帰宅ス、午后ニ二時頃ニ岸部次二郎地券裏書願ヲ差出しテ帰宅スルコト

勤ス

二月十三日 風有テ天氣 午前清水・民秋八時ヨリ出勤ス

午前八時頃ヨリ当村藤田梅之介姉たけ送籍書差出候、午前九時頃ヨリ今里村総代小山宇三郎・井之内総代林弥三郎・鶏冠井村総代理鎌田弁藏、西五名示談之上明十四日藤林へ行決定ス、次ニ午前十一時当村字鳴坂ニ愛宕郡鞍馬村加藤半七、年ハ八十一年ナルモノニテ、

(マヤ)

右場所ニテ 候ニ付、分署巡查・戸長・惣代立会ノ上、当村佐々木源四郎宅へ預り、野口宗兵衛地価反別尋ニ相見ヘ写シ遣ス、同日永井君も相見候付テハ加藤半七ノコトニ付戸長役場行、序ニ上田勝兵

衛教育費不納事実ヲ戸長へ述へ候処、本人ヨリ直ニ御断書可差出様承リ帰村ス、カイデ村片山与介・中嶋金次郎地力反別調テ米中買トル願入ニ候二付書テ遣ス、

午后一時頃ニ嶋田佐介書類箱式ツ布告箱毛ツ持參之コト

二月十四日 晴天 同日晚ニ小じま兩家・小野利・永

井九ト(依脱カ)頼スルコト、鶴谷山民事件々訴訟出願スルニ

付一応相談置候、裏ニ費用要スルコト故總代より外四名協々義上ニテ決スル、午前八時汽車ニ乗ル心組ニ

テ京藤林へ行候処、寺戸村梅ノ木ニテ藤林九蔵外式名、清水氏打合早々帰村シ、今里・井ノ内村急態人鳥好ヲ

遣シ、九蔵ハカイデ村へ廻リ、当村事務所藤林・子供・手代三人出頭相成ニ付、小山宇三郎・林弥三郎兩人トトモ出頭シ、双方談ソジ、民事出訴スルコトニ決議ス、

清水氏打合早々帰村シ、今里・井ノ内村急態人鳥好ヲ

カイテ村ハ藤林家へ行、午后六時頃ニ当村へ相見ヘ三ヶ村決議ノ書ニ申入候処承諾ス

付テハ中飯ハ藤林三人・当村式人・今里壱人・井ノ内壱人鳥好ニヨリ賑イ

夕飯ハ鳥好ニテ四ヶ村とも飲食ス

二月十五日 晴天ニテ、午前八時頃ヨリ兩人共出勤候処、和田伊兵衛本日小学校會議ト承、湯川伊之介何ト答はト御尋ニ参り候テ帰宅スル、又次中小路弥惣兵衛

養水講ニ入置抵當新地券下渡し迄交換參リ、古地券其時ニ渡シ(帰脱カ)テ宅ス、又次かいで村總代中嶋石太郎(谷逸)鶴山ノ

経費ノ勘定割ヲ当村ヨリ扣え置候金額五円廿五銭七厘ノ内三円持參ニテ清水受取候也、又次ニ永井五兵(神脱カ)衛旧輿金ノ内、清水より返全相成候右金額、永井五兵衛え貸渡しテ証々スルコト

二月十六日 雪降テツモル 午前十時頃ヨリ兩名共出勤ス、乙訓郡長法寺村外(ママ)三ヶ村戸長役場、当村中字上川原敷地券切替候付、使之者え受取書以テ地券受取參

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

りコト地券証印税三錢出シ、今里村總代人野村小兵衛ガ相見ヘ候件ハ、鶴谷山ノ絵図面ヲ新調スルニ付、  
山崎絵師(関)石戸へ掛合スルニ付、代価少し高キ故、夫ニ付鶴冠井村鎌田弁藏ヘ頼ニ行、午后早々出頭相成両三  
人談シ上、又石戸ヘ三枚ヲ四円五十錢ニテ、午后四時より人力車乗リテ、アツラエニ行、夫ニ付小兵衛ヘ金拾錢貸、然ルニ午后一時頃ニ、山崎街道筋字河原町ノ下坂右垣検分京都府土木課三原外堺人相成、夫ニ付村惣代民秋行検査済ニテ帰府シラレリ、次ニ掃除丁場立杭本日相建候、次ニ川嶋太兵衛弟乙吉ナルモノ、今里村小山三郎兵衛方へ養子遣ニ付、送籍願書認メ太兵衛渡ス

二月十七日 雪有テ晴天 午前八時頃ヨリ清水出勤ス、民秋氏は宇鷗谷山件ニ付上京行スルコト、藤林民事訴訟出願スルノ依頼ニ行候コト  
午前八時頃ヨリ各自毎ニ営業上リ高再調ニ付係ルコト  
同刻ニ当村藤田甚七ノ長女いの出産御届ケ書ヲ差出候

コト

衛ガ相見ヘ候件ハ、鶴谷山ノ絵図面ヲ新調スルニ付、  
山崎絵師(関)石戸へ掛合スルニ付、代価少し高キ故、夫ニ付鶴冠井村鎌田弁藏ヘ頼ニ行、午后早々出頭相成両三  
人談シ上、又石戸ヘ三枚ヲ四円五十錢ニテ、午后四時より人力車乗リテ、アツラエニ行、夫ニ付小兵衛ヘ金拾錢貸、然ルニ午后一時頃ニ、山崎街道筋字河原町ノ下坂右垣検分京都府土木課三原外堺人相成、夫ニ付村惣代民秋行検査済ニテ帰府シラレリ、次ニ掃除丁場立杭本日相建候、次ニ川嶋太兵衛弟乙吉ナルモノ、今里村小山三郎兵衛方へ養子遣ニ付、送籍願書認メ太兵衛渡ス

二月十八日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋出頭シテ、地方税切符持參ニ相成候、又字上川原敷地丈量人トシテ永井・和田・小じま両三名ノ者意任スルコト、又十一時頃ニ生鷗信吉牛死ニ付、御届ケ書以テ依頼參ルコト、午後ヨリ清水営業上リ高金調書以テ役場出頭スル、藤林より依頼スル字鷗谷山件持主ノ詳細取調、十輪寺ト有ヲ実地主ヲ記載シテ便ニテ至急ニ差出ノコト

ト  
二月十九日 晴天 午后一時頃ヨリ清水出勤シテ當村

同々当村野口宗兵衛木キルコトニ引合スルコト、野口宗兵衛より積リ高差出し候コト

午后々一時頃ヨリ駅伝稼業鑑札下付御願書、取締分署共式通差しコト

当村勘右衛門依頼參リコト、又次ニ野口宗右衛門一月十日盜難ニ罹リ、盜人相分、右品物御戻リニ相成候、担桶丈相分ルテ相戻リコト、是ニ依テ分署え御請書差出し帰宅ス

植田三右衛門・當業上リ高取調係ル、該人呼寄スルコト  
午后六時ニ戸長役場之用係安田治右衛門・郡役所書記  
小山源三郎両人、教育費・戸長役場費未納ニ付御出張  
相成、早速上田三右衛門・藤田徳次郎・小林庄右衛門・

小の五右衛門・上田長次郎右五名ノ者、当事務所迄呼  
寄テ説諭シテ、明廿日中ニ上納スルト答テ請書差出し  
テ帰宅ス、又次永井九左衛門依頼シテ井ノ上治杭木  
(往)ヲ任文通無御座候ハヽ、他ニテ買求ルノコト相談シテ、  
明廿日朝早々井治行テ買求ニ行ト答テ帰宅スル

二月廿日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋・清水出勤シテ、  
今里村総代理野村氏字鶴谷山ニ付、図面約定之日取  
逆も難出来候ト関戸より面書持参リニ付、夫故当村迄  
相談相成候、早々民秋氏は鶴冠井村事務所迄、関戸  
ニ面会シテ相示之上トテ、早々かいで村事務所迄行テ  
候、又次当村前田善吾事務所迄、小野五郎右衛門ノ書  
籍が有之ト承候ニテ、私借申度トテ事務所迄罷越候、  
又次過日當業上リ高金石調書之義ニ付、中小路弥惣兵  
衛・中小路長左衛門・八木うの・杉本権介両四名、本

日役場迄出頭可致ト達し有之、早々前記名之者え報知  
スルコト、又次ニ役場より布告參リ候、午后々晩係力  
リ、畔取調書造候テ帰宅スルコト

二月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ清水出勤ス、民秋  
両人共当村田地畔道杭入ルコトニ、小じま・永井・和  
田・湯川立合之上杭入ルコトニテ、午后二時頃ヨリ今  
里村より書面待入候処、文意ニ上京スル様ト有之候共、  
無拠事故有之ニ付、私村より上京被致申度く依頼相成  
候ニ付、承諾スルコト

又次ニ役場より組々長ニ申入度義有之トノ達シ有之、  
又藤林より四ヶ村委任状ニ付不都合有之ニ付、至急上  
京スルコトノ郵便來候テ帰宅ス

二月廿二日 午前七時頃ヨリ清水、藤林行キ、八時頃  
ヨリ民秋は事務所え出勤スル、然ルニ藤林より色々御  
啗し請テ帰宅ス、午后一時より事務所罷出テ右由シ民  
秋氏ニ御談示致候処、右之事ニ付鶴冠井村より去廿  
一日ニテ上京シテ、かいで村始外三ヶ村委任状(持)拂

### 乙訓郡上植野村役場日誌(3)

候故、鶴冠井村え清水早々行キ候処、かいで村総代出違相成候テ中嶋石太郎当村事務所相見、相互ニ談示之上、西式ヶ村委任状廻スコト、又次ニ午前九時頃ニ役場え出頭致スルコト、就テハ自家用料酒之義ニ付、各壺戸毎ニ自家用料無之トノ返答書ニ実印スルコトノ戸長より申入ニ相成ニ、各組長帰宅スコト、又次ニ字嶋

谷山ニ付委任状文不都合ニ付、先總代ノ実印貰行コト、且又小前ニテモ落印モ有之ニ付、夫々調印スルコト係り、次ニ安井直次郎今般家督相続戸主届ケヲ本人より差出ス、午后五時頃ニ今里村野村耕平、鶴谷山ノ絵図面整ニ付、当村事務所罷越、一覽ノ上右該人帰宅ス

二月廿三日 晴天候ヘトモ時々雪フリ 午前八時ヨリ戸長役場用係小の利右衛門臨時地方税取纏メニ出頭シ、然ルニ同刻ヨリ惣代兩人出頭ス、次ニい組々長教育費十四戸分持參ス、次ニは組より同廿七戸分持參ス、

午后一時ニ野口宗兵衛芝割木切候処へ清水・民秋兩人見ニ行、次ニ杉本権之介自家用料コトニ付、村事務所呼寄セ種々尋ノ上帰宅ス、次ニ小林庄左衛門竹林コト

ニ付呼寄取替セ証夷し候へは、月拾錢崩ニ相対上ニて、其事ヲ竹林へ報知スヘキ様申入、因テ帰宅ス  
午后五時頃ニ戸長役場ヨリ畦畔係出頭スル云々報知有之、其夜早々畦畔係和田・湯川・小嶋両三名相談ス  
(以下空白)  
午后

二月廿四日 風有テ天氣 午前八時ヨリ地価持人足堀池半右衛門・上田嘉右衛門・植田九郎兵衛・小嶋政次郎・小の喜四郎、人足取行武人富甚迄繩・間竿取ニ行、第九時頃ニ地理掛武田属相見ヘ、字上川原始メ夫々道村堺調査ニ相成、コト替レントモ、戸長役場用係小野・長谷川与五郎両人郡役所ノ名宛ニて、当村上田長次郎教育ヒ及役場ヒ不納ニ付公壳付立ニ相成、村惣代立合民秋右該家へ出頭ス、就て上田三右衛門も右件ニ付出頭シラレ候ヘトモ、先藤田善吾引請し、付立無之

二月廿四日 晴 午后ヨリ地理掛リ向日町富永屋帰宅スシテ、村総代清水、丈量人和田・小嶋両三名富永屋迄出頭シテ、本日道界且巾長何間委シク取調ニ付、

切図繪以テ答候処、最早時間十一時頃ニ相成候テ、本日残リ分明日ニ成功被致ト申入候ニ付、明日取調候ト返答ニテ帰宅候処、下帰宅際、出火相見、夫ニ驚キ候テ、清水・和田・小じま當村下川原迄見行候処、同ク出火村は神足村ト聞候テハ驚キテ両三名共走行、神足村着シ、当村高張取行キ候、岡本清一郎宅立寄、又は岡本両家立寄リテ帰宅ス、又高張持は永井五兵衛下男持待候也

同日午后二時ヨリ民秋戸長役場へ出頭シ、教育費金廿四円五十八銭五厘持參シ、自家用料無ノ之村中連印ニテ書面ヲ差出シ、付テハ戸障子・染物十七年分何程致シ候云々、杉本権之介・嶋田佐介両人取調之上調印(ママ)シニテ差出し

二月廿五日 穏天氣風 聊トモ無之 午前八時ヨリ清水・和田・小嶋君道長巾さし行、人足ハ秋田嘉平次・植田嘉左エ門・藤田吉之介十二時迄、午后一時ヨリ両

三君ハ絵図間寸書入取調ノ上、向日町出張所畠甚差遣ス、次ニ午前八時民秋ハ事務所ニて村用事務シ、然ル

ニ今里村より鴨谷山旧来ノ申越、夫ニ付カイデ村へ右由報知ス、次ニ石作戸長役場ヨリ加茂瀬山地方税・戸長役場ヒ取ニ参リ、十一銭五厘、小使貲式錢出ス、次ニ小野幸太郎ヨリ該家宅地調ヲ願相見ヘ、小西与八老衰及長男辰之助ニ戸主頼ニ相見候

二月廿六日 雲天時ニシグレアリ 午前八時両人出勤シ、鴨谷山件ニ付カイテ村当事務所参リ、当村清水同道ニて今里・西・向・寺四ヶ村立合集会参堂ス、民秋村事務行イ、上田嘉左衛門三女とよ、大原野村百三拾武番戸幡善五郎方養嗣子罷越候ニ付、送籍願ヲ戸長役場へ差出ス、小林宗介方ニ寄留巡査子死亡ニ付、認可証管理者へ預リ置候

午后七時頃ヨリ今里村、明廿七日ニ大山崎閥戸義則方え当村馬吉絵図面写ト本紙ト交換致シニ行キ候ト、帰宅スコト

二月廿七日 晴天ニ付 午前ヨリ両名出勤シテ、当村定使大山崎閥戸義則方行テ、又次ニ当村郷藏片付テ割

### 乙訓郡上植野村役場日誌(3)

木人足送リコト、又次当村莊左衛門、竹林藪件ニ付事

務所篤ト申入候處、今晚竹林行キテ返答スルコト

又次当村小林富吉呼寄テ、昨晩死者法名篤ト聞糺テ死

跡ニ記載シテ帰宅ス、又事務所留主イテイ、(居カ)向日町竹

五迄当村事務所え只今出頭スル使ニ行キコト、大山崎

庄関戸義則本紙絵図面持帰り、早速井ノ内林弥三郎宅

持遣ス、二月分給式円渡シ、内拾六錢五厘 教育ヒ引、

十五錢壱厘 地方税引、佐々木源四郎代おなを渡シ、

然ルニ字上川原藪ノコトニ付竹五呼行候處、早速参リ、

年期明キハ承諾シ候ヘトトモ、竹ヲ切レシ願度ト申居

候ニ付、段々申入候ヘトトモ、何分町組長ヘ御談シ願

度ト申居候ニ付テ帰宅ス

右竹五件ニ付、小嶋久左衛門・小嶋久兵衛・組長湯川

伊之介・堀池半右衛門・上田嘉左衛門・小野喜四郎・

藤田治郎吉・安井宗八相談シ候處、涙金トシテ金三円

遣スコト決定ス

佐々木源四郎三月分給料先貸ヲ弟寅吉段々相願ニ因テ  
式円貸し也

二月廿八日 晴天 午前ヨリ兩人出勤シ、米林米代壹

円五十七錢渡シ、(河カ)阿柳茶ヲ買ヒ

いの治懸払式円廿五錢渡ス

清水市郎兵衛黒覆輪羽織中置男物壱枚盜難掛リ届書認  
テ、本人渡ス、付テハ山口伊右衛門も白麦四升五合盜  
難掛リ、此見積リ式十式錢五厘見込ニ認出ス

明治十九年三月一日 晴天 午前十時頃ヨリ丈量人小

嶋久兵衛・永井九郎左衛門・和田伊兵衛両三人、惣代

武人出勤シ、午前十一時頃大西五兵衛川原藪件事務所

ヘ参リ、金三円涙金トシテ差遣シ候て、受取書キ候て

帰宅ス、而シテ笠与兵衛小屋相立ルニ付図面届ケ、惣

代手元ヨリ戸長役場え差出ス

南口ヨナ藪垣村人足上田善兵衛・永井次左衛門下男、

午前十二時迄人足遣フ、付テハ野上道直シ人足、午前

高橋常次郎、午后井月善右衛門・藤田郁太郎両人人足

取ル、明治十九年三月一日ニ紙数百枚、布告ヘ組

始ニテ回達ス

三月二日 晴天 午前八時頃ニ清水・永井・小嶋・和

田四名出頭シテ畔取調ニ係リ、十一時頃当村清水市郎  
兵衛商業鑑札願依頼候処、今請候テハ四月地方税取纏  
メ際ニ致リト申候処、先四月後ニ致スコトト申テ帰宅  
ス、又次湯川伊之介下女教育費催促ニ付、上田嘉兵衛  
持参リ候哉御尋ニ、持参リテ未タ持参ラズト答テ帰宅  
ス、又次ニ民秋德兵衛・野口宗兵衛、村方ニ<sup>(神脱力)</sup>旧輿金ヲ  
借用致居候ニ付、夫々一応御相談ニ罷出ヘシ、又次本  
日野上山道造人足は午前ニ森好松・堀池辰之介ニ名、  
又次午后ヨリは永井長次郎・和田助次郎人足、次ニ丈  
量人・総代ト立合之上、過日村中野道杭入之残リ分、  
本日字上川原称ストコ迄<sup>(合脱力)</sup>杭入テ帰村ス、午々五時頃ヨ  
リ井ノ内村ヨリ字鳴谷山ニ付過日上京候処、藤林留主  
中ニテ面会致候処、本日致、藤林ヨリはカキ参リ候処、  
貴村ニヲテ無拠事故有之候ニ付、弊村哉又ハ鶏冠井村  
か可降度ト書面参リテ帰宅スコト、本日午前ヨリ井治  
ヨリ檜木杭木丈丸太廿本持参ノコト

午々ヨリ杭トギ人足橋本藤吉弟辰之介参リ候也  
午々ヨリ村中明日三日休日ノ住意組長ニ致置テ帰宅ス  
<sup>(连)</sup>

三月三日 雨天ニ少々降 午前ヨリ八時頃ヨリ清水事

務所出勤、丈量人永井・小嶋式名出勤、午前九時頃ヨ  
リ野口宗右衛門・井月善右衛門当村旧神輿金之内拝借  
候ニ付、先ニ野口常次郎借用致居候処、今般都合ヨリ  
右抵當物ヲ藤本松兵衛方壳渡しニ付、当村方返金金額  
野口宗右衛門・藤田重郎兵衛武名五拾円ツ、貸付ニ付、  
証々交換候処、曩ニ野口常次郎当村方差入り抵當公証  
有之候ニ付、公証取消し願ヲ差出シテ、又次ニ八木う  
の子・岸部次郎地券御裏書願書ヲ依頼参り、又次ニ前  
田善吾事務所ヘ罷出テ帰宅ス、又午前ヨリ九時頃より  
当村和田清左衛門、助次郎三女ゆき名附書差出して候  
也、又次ニ午々三時頃ニ民秋德兵衛当村新養水講差入  
有之、上里村中村清助抵當交換ニ付差出被下度ト、德  
兵衛より依頼候ニ付、地券七通共民秋德兵衛渡スコト  
ニテ帰宅スコト

三月四日 晴天 午前八時ヨリ清水出勤候処、当村湯  
川岩次郎中小車破損ニ付、御印押替御願書認メテ差出  
候、又次ニ戸長役場ヨリ二月分教育費請取証參候、又

井上莊右衛門・子井上郁太郎、小学初等科第五級卒業証

下り、且ツ請取証差出し候、又次ニ電信柱及扣線敷地

代料下渡相成候条、請取出頭可致候達し参リテ、早々  
清水は役場迄請取ニ参リ候、又次ニ丈量人永井九郎左

衛門・小嶋久兵衛両名出頭ノコト、午前九時頃ヨリ電  
信柱敷地手當金請取、戸前より金渡シテ請取ルコト、

午後一時頃ヨリ分署署長并ニ巡査両名事務所駅伝無鑑札  
者有之趣ニ、村人民ニテ右之者無之様<sup>(注)</sup>注意出頭候コト、

又次ニ小野幸太郎宅地東岸ニテ石垣損三付、一応総代  
境界立合被下度候依頼參り候也、各組伍長え無鑑札ノ

者無之様書面ニテ住意致置候テ帰宅ス

三月五日 雨天ニテ雨無シ 午前八時頃ヨリ清水出勤

シテ、菓子営業人名は其筋ヨリ明六日検査相成候ニ付、  
右営業人え御報知有タシ、早々其事右営業人申置候処、

右帳簿携帶ニテ事務所相見え清水其帳簿携帶テ、  
戸役場<sup>(長脇)</sup>え見セニエクコト、又次ニ畔取調帳簿差出コト、

又次ニ昨日ノ電信柱扣線共敷地手當金請取証差出候コ  
ト、但シ菓子営業人名は木ノ山多吉・小林末吉・鳴田

重助・小野元吉四名之者候御座候也<sup>(マヤ)</sup>

三月六日 晴天 午前八時菓子検査ニ付、清水氏戸長  
役場へ出頭シ、来ル九日ニ訂正地券下ヶ付ニ付コト承

リ帰村シ、夫ニ付各組長へ地券壹枚ニ付三錢ツヽト実  
印持參ニて可罷出様申入置候、且村講共有金抵当預り  
置分引ニ付、世話係ハ今晚小嶋久左衛門・和田伊兵衛・

永井九郎左衛門御足勞相成リ  
明日取調スルコトニ取極リ

三月七日 日曜日 晴天 午前八時ヨリ小嶋久左衛門・

永井九郎左衛門惣代式名出頭スル、然ルニ鳴谷山件ニ付、  
一時ヨリ和田伊兵衛出頭スル、夫々取調シ、午后

カイテ中嶋石太郎相見、夫ニ付今里村へ図いろ詣テ藤  
林へ持參可被下様申入候、午前九時頃ニ当村小川孫左

衛門齧樽一挺盜取候ニ付、盜難御届差出、又次ニ午々  
五時頃ヨリ今里村より本日午前依頼候処不得止、小山

宇三郎不在中ニテ、外者ニテハ勝手相分ズ候故、貴村  
より色訛被下度くテ上京被下様也書面送付相來候、夫

レニ付民秋・清水色訳致しテ明日八日民秋上京スルコト、又次当村自寺院中ニ昨年墓地地券御下渡し願書差出し候處、明治十九年三月ニテ御拵上ニ相成候、その通知寺院え達シス

三月八日 雲天ニ付 午前九時頃ヨリ民秋上京シテ藤林行、清水事務所出勤シテ、昨日地券取調ニ残り分小の利右衛門取出シテ清水取調候テ片付スル、又次林田幸三郎当村え入置有之地券訂正引替せり哉候ト御尋参入、村差入有津テ村ヨリ持参リト答テ帰宅ス、又次ニ永井庄介鶏毫羽盜ミ可取ト申候ニ付、早々ニ盜難御届ケ差出候コト

三月九日 天氣 午前八時頃ヨリ戸長役場え新地券引替ニ付、夫レニ付両三名出頭ス  
午后六時頃ヨリ帰宅候ニ付、杉本権之介自家用料鑑札下渡ニ付、受取出頭スル様達シ候也

三月十日 晴天 午前ヨリ昨日新地取調テ箱ニえ入ル(券免)(ママ)

二付、小ノ与三左衛門・和田伊兵衛・民秋徳両四名立合ニテ取片付致シ候、又次ニ森鶴之介持候流作地券ニ付御尋候テ帰宅ス

三月十一日 晴天 午前休日、戸長役場より訂正地券残リ分前田幾太郎・市郎兵衛・五十樓出頭スル達ス、同日晚飯早々ヨリ藤林ヨリ共有山砂場規則ノ布告一覽ニ付、清水・民秋両名ヨリ取調テ、第三拾号壹枚内務卿達スニ付、明治十三年一月分、又第甲百貳拾号四枚京都府達シ、此は明治十七年一月分、又次甲第六十号式枚京都府達シ、明治十七年七月分達候也、合計ノ七枚、此布告本日十二日ニテ藤林え送スコト、但シ郵便向日町局之賃錢五錢係ル

三月十二日 晴天 同日休日、両人トモ私用有之ニ付不勤ス

三月十二日 午前八時より清水・民秋両人とも出勤シ、壳葉無鑑(札脱ガ)ノ廉有無取調方戸長役場より達し相成、夫々心当之廉取調ス

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

三月十三日 雨天 午前八時民秋出勤シ、午前前田氏  
私用ニテ相見、午后カイテ村前田房次郎・当村小野幸  
太郎兩人私用ニテ相見ヘ、午前前田重郎兵衛より植田

嘉左衛門、強談者行キ、夫ニ付内寒石前田届ケ出

惣代四人出頭シ、該件係ル書るい訂正シ、午后十一時  
ニ過ニ相ナリ

三月十四日 晴天 同日惣代私用ニテ休日シ、然ルニ  
巡査中川氏歟相見ヘ、上田勝兵衛コトヲ尋有之、大山  
崎莊・円明寺・下植野堤防竹公壳ニ付、乙訓郡役所よ  
り達候義ニ、戸長役場より当村回送ニ相ナリ、且鍬下  
年季明キ検査不日相定義該戸長ヨリ達ニ相成、次ニ當

村井上莊右衛門亡ニ付、戸長役場届ケ認可証持參シ、  
又次ニ井ノ内村惣代ヨリ藤林民事出訴スルコトヲ該惣  
代ヨリ回送相ナリ、是又鶏冠井村物代ヨリ回送ス

三月十六日 雲天 午前八時ヨリ、前日話シ拠リ、永  
井九・和田イ惣代一人并ニ人足上田九郎兵エヲ取り候  
処、十時ニ廻リ役人不見、因テ定使馬吉、戸長役場尋  
ニ行キ候処、該役場ヨリ右係リ官吏尋ニ行候処、本日  
長法寺ヘ行ト答タリ、因テ其コトヲ承リ帰村ス、当村  
ハ明後日検査出張ナルト官吏答タリ

三月十五日 晴天 村中涅槃ニテ休日ヲ惣代ヨリ許シ

午前八時惣代兩人共出勤シ、午后ヨリ永井九・和田伊

両君、荒地返還ノ畝杭ヲ建ニ行、午后七時帰リ候処、  
戸長ヨリ午后七時過ニ、明日荒地検査トナル書ト戸長  
役場小使歟申参り、早速戸長役場ヘ永井九・和田イ・

三月十七日 晴天 午前早々ヨリ、清水・民秋両名戸  
長役場え戸前帳反別書入スルニ付、出頭シテ戸長役場  
(カ)定リ勤候、午后五時頃ニ帰宅ス際、当村総代可申及、  
郡役所ニテ生衛談和会開設候付、来ル十九日午后一時  
ニ出頭スル達シ

三月十八日 晴天 二雨有 午前早々ヨリ戸長役場え反  
別書入ニ出頭ス、又次ニ当村長谷川彦兵衛家督相統讓  
リ願書差出シ候処、文面少し不都合兼有之候ニテ、父  
(康カ)

彦兵衛呼寄テ、右文面取調テ差出シ帰宅ス、総代両名  
は午后五時頃ニ帰宅候際、学務係リ長谷川与五郎氏ガ  
当村蓄生頭數取調(審)テ、来ル二十二日迄ニ差出し依頼相  
成候

三月十九日 雨天風有 午前早々ヨリ、反別書入残分

当村事務所ニテ書入致居候処、植田吉郎兵衛、同村安  
井与左衛門宅地公壳ニ付落札候処、依テ券状御裏書願  
差出シ候也、又次ニ和田氏ガ私用ニ付、事務所出頭被  
致居候也、午后ヨリ郡役所生衛談和会開設ニ付、民秋・  
清水出頭シ、又次期明起返ニ付、検査出張相成候条申  
越相成ニ、永井・和田依頼スルコトニテ帰宅ス

三月二十日 晴天 午前八時頃二期明地所検査出張相  
成候、永井・和田・清水・民秋両四名案内致し、人足  
は小の喜四郎・和田栄次郎式名人足也、戸長役場より  
出張相成候用係リ朝田太右エ門相成候、同日昼飯鳥好  
ニテ弁当取り、同日午后四時ニ検査相済、検査官は鶏  
冠井村移リ、当村総代及丈量人共、事務所帰所候テ願

書且絵図面訂正致居候処、早午后八時ニ間ニ相成テ夕  
飯、鳥好ニ一泊致シテ、向日町津の平宅検査官迄差出  
行候処、両度張簿取調(帳)テ御訂正被下候テ、帰宅ノ時間  
十二時相成候テ帰宅ス、明日二十一日午后迄ニ右張簿  
差出候様被仰聞候ノコト

三月二十一日 雨天 午前八時頃ニ、戸長役場より明  
ル廿一日村会開設候条、村議員方達シノ書面送付相成  
候、且ツ植田吉郎兵衛、長谷川繁次郎相続ニ付、御祝  
金請取書送付相成也

同日午前八時五十分頃ニ、京藤林九蔵より明廿一日ニ  
罷越べくはかき着シ、夫ニ付当村ハ荒地書面訂正スル  
コト繁務故、今里村其郵便ヘ別紙ヲ添ヘ回送ス、次ニ  
午前ヨリ各伍長本日辰ノ日當リ候ニ付、水神祭ニい組  
伍長不勤ス、馳走獻立ハ飯并さかなハ二十錢川魚買、  
酒壹升五合ニ米三升五合、次ニ一月ヨリ三月迄迄分蟻  
燭一月ニ渡し置候、又本日四月ヨリ六月中分伍長一人  
ニ付三本ツ、渡候、各伍長相談スル件々、当村内於テ  
附籍シ候ヘトモ、會議決シ中ハ小学校出金スルコトニ

決定ス、次ニ諸勧係者村方へ依願シ候ヘトモ、更ニ節々  
申述候ニ決定ス、次ニ牛頭數各組長尋問候處、(関)る組ニ  
於テ無し、は組ニハ山口九右衛門壹足、村井孫右衛門

貳足、に組藤田藤助壹足、ホ組永井平左衛門一足、植  
田吉郎兵衛一足、井上勘右エ門壹足、ヘ組林田六右エ  
門一足、い組ニ巖嶋熊次郎一足、都合九足ニ取調候間、  
次ニ午后一時頃ニ藤田郁太郎実印入用二付、該家へ申  
出候處、早速事務所出頭シ

同日五時頃ヨリ、帳簿取調(被脱力)可下様津の平宅出頭シ候處、  
其夜十二時頃ヨリ帰宅ス、同日五時頃ニ井ノ内村ヨリ  
依願ノ書面戻リ候處、鶏冠井村依願候様當村・かいて  
村約定シテ帰宅ス

三月二十二日 晴天 午前九時頃ヨリ鶏冠井村ヨリ夜  
前御約定致シ候處、無撓事故出来候ニ付、上京段貴  
村ヨリ宣敷取計被下度候書面ヲ送付候也、村議員本人  
戸長役場參候事ニ付、夫々ニ付談スルコト  
午后一時頃ヨリ京藤林へ罷越シ該人へ答スル件々、松  
茸証書地頭ハ何ト云フヤ、其答、地頭ハ花山院ト答ス、

次該氏曰ク、シャ料之儀三拾円ニ仕切候處、壹戸ニ付  
式十錢宛位ニト申され、因帰村ス

三月廿三日 雨天 午前八時頃ヨリ惣代式人トトモ出  
勤シ、然ルニ昨日藤林行件ニ付カイデ村へ報知ス、次  
ニ午后一時ニ今里村東式ケ村出頭スルコトヲ報知ス  
本日田方上納寄セニ小野利右衛門相見ヘル處、代清水  
市右エ門取纏メスル処該君相見ヘ、然ル(マミ)今里村小山氏  
不在中ニテ、代野村より答取計被下云々回答相成、談  
合難相成、明後廿五日ニ今里・井ノ内村へ他村事務所  
可罷出照会ス、但シ中じま石太郎君相見ヘ、次ニ永井  
九私用ニ付相見ヘ、次ニ教育費は組廿七戸・口組廿三  
戸・ホ組廿一戸受取

三月廿四日 雨天 午前八時より惣代式人出勤シ、然  
ルニ戸長役場より地券引換罷越ヘク者照会越、長谷川  
与兵衛・築山三郎兵衛戸老戸壹通ツ、持參可致様申入候、  
付テハ松尾伊之介親・兄戸長役場罷出ヘク旨、是又照  
会越候、該家へ申入置候、付テハ小林庄左衛門竹林件

ニテ罷越、再々催促致シ候ヘトモ該人ノ言上不隨、  
依テ今晚罷出ヘクコト申付ル、午前安井直次郎より教  
育ヒ(ママ) 受取、又湯川伊之介より(ママ) 受取、午后一時  
頃堀池半右衛門教育ヒ(ママ) 受取、午后一時永井九相見  
ヘ、午后三時頃ニ又小の利・和田伊・永井九私用ニテ  
相見ヘ、就テハ清水寅七寄留届ケ差出シ候処訂正シ下  
付、又直シ橋本藤吉ヘ書面認メ相渡候

次ニ中小路浅吉離縁スルコト申出、実家ヘ永井新左衛  
門ヲ呼寄、相互ニ熟談ヲ遂ケルコト申居、因ニ戸長役  
場ヘ頼行、下書受ケ帰リ明日認ルト本人ヘ申置候

三月廿五日 晴天 午前ヨリ鳴谷山ニ付四ヶ村協義致  
スルコト、井ノ内林弥三郎・今里村小山宇三郎・鶏冠  
井村中嶋石太郎示談候処、同日午后ヨリ上京スルコト、  
林弥三郎・小山宇三郎両氏名藤林行、残リ中嶋石太郎・  
当村惣代両三名残リ候、藤林行訳は約定金増金は被下  
度ト依頼、依テ上京行コト

同日晚ニテ、養水講世話方集会スルコトは、毎年四月  
十九日有ヲ四月三日勤候決テシ、満会七月十九日有テ、

五月末ニテ相勤候ノ決議(ママ)哉、又次戸長役場・本郡聯  
合会議員擁挙スルニ付、村委会議員六名ノ内式名ヲ撰ミ  
戸長役場え差出し、又次村戸毎ニ売薬預込、又ハ願イ  
込検査相成リ候ニ付、明廿六日午前八時出頭スル書面  
コト

三月廿六日 晴天 午前早々ヨリ民秋氏は向日町朝田  
氏宅迄御尋ニ参リ候処、各戸毎ニ売薬預り込者ハ渾テ  
検査相成ニ付、皆番纏メテ戸長役場え差出帰宅ス、清  
水相談相成候、各組長集メテ相談候処、直一応ヲ戸長  
殿御尋被下度ト被申、清水早々戸長役場行候処御尋候  
処、渾テノ葉リ取纏メテ戸長役場え差出相成候、且又  
営業者印紙帳調モ有之候テ下調被下度候、帰宅シテ各  
組長其事相談候処、各組長帳面ヲ以各戸毎ニ廻リテ取  
調候ト申テ帰宅ニ相成候、当村小使馬吉営業人え印紙  
帳只今事務所迄持參リ候事通知候コト、午后々五時頃  
より組長より取纏メ事務所迄集候処、多分有之候故取  
調相付カタキ候ニ付、民秋氏戸長役場より届ヲ相談ニ  
テ早々参リ候

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

三月廿六日晚、薬件調二付夜三時頃迄組長并惣代不及申取調ス

同晚、村内議員集会シ、本郡聯合会投票スル二行人、該議員より和田伊兵衛・藤田市兵衛定メル

三月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ又前日薬件調続テ取調、午后四時迄スル、出来次第戸長へ該薬ヲ持参シ帳面ヲ差出シ候処、合計スヘキ様因テ帰村ス、(日脱カ)廿誓弘寺ノ建家願知事ヨリ指令ニ相成、戸長經テ廿六日下付シ、中小路熊次郎再続願美印無之ニテ、ボ印シテ差出置候処、印鑑無之テハ不調、因テ該家へ申入候

三月廿八日 曰曜 惣代休日、午后夜出勤シ、薬調帳簿惣計スルコト

三月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ清水出勤候処、巡回出頭シテ、当村藤田次郎吉盜難御届ケ扣見セ被下、又次野口宗右衛門盜難御届ケ扣見セ被下候、清水見セテ帰宅ス、清水・民秋葉件取調ニ係リ、又九時頃ニ和

田伊兵衛古手買求被下候、六錢出し和田伊兵衛渡ス、次ニ永井九郎左衛門養水講日限催之義ニ付出頭被下、藤田重郎兵衛出頭被下候、かいて村中嶋金次郎当村養水講差入置候抵當差替可被下度依頼參リ候、其事世話方協議スルト答テ帰宅サス、午前八時頃ニ井ノ内村態使以テ、鳴谷山民事訴訟写原告・被告共写取送付被下候、午十二時頃ヨリ又井ノ内村より態使被下候、本日ニ送付相成候写取書面只今必要ニ付、一覽御帰リ被下候相成候、民秋氏早々返却候也、又次かいて村片山与介当村養水講差入有之抵當差替被下度依頼參リ、其訛世話係リ御呴し致通ニテ退席サス、又次ニ民秋氏は三分教育費戸長役場え持參ノコト

清水氏は当村養水講四月三日勤候ニ付、(配符カ)ハヒふ馬吉かいで村持行かれ候、又次ニ營業判取帳且ツ印紙帳過日來ヨリ戸長役場差出候印紙帳人民渡スニ係リ候也

三月三十日 晴天 午前八時頃ヨリ野口宗右衛門・森儀兵衛事務所出頭シ、かいで中嶋金治郎養水講ヲ差入有之抵當掛切致度申候ニ付、掛金抵當引替ニテ渡ス、

又次ニ永井末吉子死亡ニ付埋葬御届ケ差出、又次ニ字  
真井位伏見行送筋替橋破損ニ付、民秋・清水見行候ニ  
テ、井ノ治より檜木杭木式拾本、過日ヨリ取置掛取相

成候金八十錢払テ退場ス、又次藤田甚七午后二時頃ニ  
盜難御届ケ書依頼参入、早々盜難御届ケ差出候

付テハ教育ヒ配符各組ヘ渡ス

盜難御届ケ書依頼參入、早々盜難御届ケ差出候

付テハ教育ヒ配符各組ヘ渡ス

三月三十一日 午前雲天、午后ヨリ雨天ナル 但シ割  
石五ツ中小路宗左衛門よりかり入、前小繩手筋違橋落

チ、右橋掛替直し、高橋平七兩人其外人足永井甚吉・

山口九右衛門・森山乙八遣フ、次ニ永井平左衛門ヘ盜  
カ入、書面認メ分署へ差出ス、次ニ午后紙屋木村辰之  
介紙代三円三十毫錢払フ、半紙額打百枚通ニテ買取ル、  
郡役所建築補助之為、其賞木盃壹個、京都府知事從五  
位勲四等北垣國道ヨリ下賜相成

四月一日 雲天 午前八時より民秋出勤し清水不在中、  
就ては橋本藤吉同居清水寅七寄留届ヲスルニ付書面認  
メ、戸長役場へ馬吉持遣ス、又中小路熊五郎二女なカ

ナルモノ端龜次郎へ離付シ、日限戸長戸籍ニ記載無之  
ニ付、本人ヨリ可差出様申越し、此書面認テ同人へ持  
遣ス

四月一日 晴天 惣代両人私用ニテ休日シ、明日三日  
神武天皇ニテ村中休ミヲ各伍長ヲ以布告流シス、次ニ  
戸長役場ヨリ清水寅七寄留届届相ナリ、郡役所より  
徵兵志願者且竹入札届ノ者戸長役場ヲ經テ達シ相成候

四月三日 午前八時より惣代出勤シ、本日養水講十九  
会目相勤、世話係一統相見候、次ニ神武天皇様へ金三  
拾錢献供シ、付テハ伏見警察署向日町分署へ認可証六  
通認印願行、是亦戸長役場へ差出シ

四月四日 日曜 四月五日ニ上田嘉右エ門・小林龜次  
郎・木ノ山武兵衛・植田嘉右衛門四人元壹組悪水講行  
コト申入候、又嶋田佐介へ承、印紙付分依願書相渡ス

四月五日 小学校教育ヒ取纏メスル、午后早々小島久

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

左衛門・永井九郎左衛門・和田伊兵衛・民秋徳兵衛四名御苦勞相成、上川原藪件芝廻し夫々談シ、其上同夜各組長寄セ上川原藪ヲ受サスコト、又山ノ下芝・大福屋裏芝・高御妙林<sup>(低カ)</sup>抵御妙林右四件売払コト、泰田ノ田・大門ノ田是又売払コト  
其夜各組長右件々披露スコト

四月六日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋出勤スル、右藪地草生畠共実地繩張スル行コト、和田伊兵衛・小の利右衛門・永井九郎左衛門・民秋徳兵衛・清水市右衛門ノ五名現場行キテ繩張シ、永井治郎右衛門受藪ノ事御咄し致候、午后ヨリ藤林九蔵事務所相見、鳴谷山松音取行証書物今一応無之候ハ、不都合ニ付、夫故態々相談ニ罷越シ、又次清水<sup>(案)</sup>安内シテ今里村行コト、民秋氏教育費取纏メテ役場え持行候、今里村決義は、先明日ヨリ二日ノ間ニ旧証取調テ互ニ持寄留ルコト、午后七時帰宅ス、其儘事務所民秋寄行、其訛申越候処、村中旧家丈ニ取調被下度様依頼スル

四月七日 晴天 午后五時頃ニ始メテ新聞約束毫ケ月定価貳拾七錢定、午前九時頃ヨリ清水出勤ス、永井弥介ヨヒ寄セテ、大門田小作致居候ニ付、宛米上都合一斗作哉ノ示談スルコト  
然ルニ鳴谷山書類、夫旧家内ヲ尋行取調スル、内ハ中沢字左衛門・植田清兵衛・森安兵衛・わ田伊兵衛、又植田清兵衛・伊藤米吉右之通り年貢且賣件嘶ス、寄留届紀伊郡下鳥羽村百拾番戸同居平民野村ムメ、十九年二月廿七日ヨリ向壹ヶ年間湯川岩次郎方寄留スル書面該村より申越シ、因テ戸長差出ス  
右同日民秋午前八時出勤シ、后々七時頃ニ鶏冠井村藤田弥左衛門鳴谷山件々度々使遣ス候処、右名前之者参リ其際色々御咄シ致置テ帰宅ス

四月八日 雨天日 午前八時頃清水・民秋両名出勤シテ、村持藪及畠草生地とも入札ニ付、小しま久左衛門・小の利右衛門・和田伊兵衛・民秋徳兵衛・永井九郎左衛門五名出勤ス、又次ニ六人部氏過日來依頼置候件々如何候哉御尋ニ參リ、何分本日ハ差支も有之候ニテ跡

より御咄シ致置ト答出シテ帰宅ス、又次ニ小作人夫々示談ニ付参リ候、午前十一時頃ヨリ鳴谷山件ニ付今里村え相談ニ行候、又次ニ午后ヨリ各組長入札ニ付依頼ス、午后ヨリ夫々入札人左ニ記、永井太左衛門・永井平次・永井善右衛門・中小路熊五郎・橋本藤吉・永井五兵衛・木ノ山武兵衛・森山儀三郎・中小路長左衛門・植田林右衛門・築山三郎丘衛・藤田彦四郎・秋田駒吉・植田清次郎・嶋田重介・安井武右衛門・林田四郎丘衛・井月善右衛門・藤田重郎兵衛・各組長六名、總代式名、世話方小じま久左衛門・小の利右衛門・和田伊兵衛・

民秋德兵衛・永井九郎左衛門、然ルニ上川原藪地七ツ二割、第弐号藪三斗壱升七合永井善右衛門落札、第三号藪三斗壱升九合永井善右衛門落札、第四号三斗七合永井善右衛門落札、第五号藪弐斗八升五合六勺永井平治落札、第六号藪三斗八升五合永井太左衛門落札、第七号藪五斗弐升九合永井五兵衛落札、右之通御座候也、然ルニ井坪藪壱ノ坪壱合定和田伊兵衛落札、前第壹号藪三斗八升八合野口宗兵衛受地差ス、外五ヶ所は字馬立拾円拾壹錢六厘、此坪草生地五拾七坪売買金前記ス、

落札人嶋田重介、又次ニ山ノ下草生地四拾九坪売買金四円三拾七錢五厘、落札人民秋德兵衛、字杉林明草生地弐拾六坪売買金壹坪ニ付八錢弐厘ツ、ニテ落札民秋德兵衛、字角前草生地五拾六坪売買金壹坪ニ付壹錢定、落札人植田嘉左衛門、字淨徳畠五拾弐坪売買金弐円八十錢ニテ落札中小路長左衛門、右之通受地売買地所事務所罷出、右鳴谷山件旧証類取調ニテ罷越候、午後十時頃ニ總代・世話方・組長帰宅ス

四月九日 雲天 午后ヨリ晴天 午前八時頃民秋・清水・各組長出勤候テ、昨日続字上川原藪境界杭ウチ、且ツ又所々凡古新竹何程立タルヤ、藁ニテ壹本ツ、記ニ行コト

午后四時過ヨリ兩人鳴谷山件ニ付、京藤林行同日中飯例ノ通第飯各伍長差出ス、献立 筍カタトリカエ入ル、酒一升并肴弐十錢又同日井手取場樋口ジヤシ堤防へ持出ス、是レヲ各伍長籠引、ロハ組当リ右組長受込、帰宅ス

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

四月十日 雲天 午前八時頃ヨリ京都より戻り人当村  
帰宅スニ付、民秋氏其儘鷄冠井村廻テ否返答相談ニ鎌  
田宅え行、清水氏は西式ケ村今里村行、右藤林事柄委  
ク示談致し、明日早々今里村・井ノ内村林新右衛門殿  
依願行事、東式ケ村奥海印寺村多貝藤石衛門殿、右鳴  
谷山古往ヨリ習慣ニテ小塙村共外四ヶ村ともニ入山致  
居処、保証被下度様依願スルコトニテ帰宅ス、其続ニ  
テ午后六時頃ヨリ民秋・清水両名鷄冠井村鎌田氏行候  
処、何分其事は素ヨリ拙者關係有之候得共、今ニテ拙  
者ヨリ相談致シ難キ候ニテ、片山氏行キテ片山より拙  
者依願被下候ハ、相談致候哉、片山氏行キ候処、片山  
は私シは先月限りニテ惣代期限ニテ交退候間、今以テ  
相談スルコト中嶋氏え行キ候処、中嶋より鎌田・生嶋  
両名依願候処、生嶋御断ニテ鎌田・中嶋宅迄御越被下  
候、共々相談シテ鎌田明日奥海印寺村多貝藤石衛門迄  
依頼行事決定ニテ、民秋・清水両名帰宅スル

四月十一日 晴天 午前八時頃民秋・清水出勤ス、村  
持前日より小作且ツ売買スル地所小作証ニ致し、且ツ

売買証ニスルコトニ付、民秋徳兵衛・和田伊兵衛・小  
嶋久左衛門出勤被下、且ツ字井坪実地サシニモ民秋・  
和田・清水両三名行、又次午前十一時頃ニ鷄冠井村鎌  
田弁蔵氏鳴谷山ノ義ニ付奥海印寺村より帰、当村事務  
所迄相談スル義は、多貝藤石衛門より調印可致候ニ付、  
其儘帰カケニ今里村ヨリ処、<sup>(ママ)</sup>小山宇三郎不在中ニ付面  
会致サス、不正得當村迄帰候処、同日午后ニ井ノ内村  
林氏え行キテ、明日灰方戸役場え依頼候ニ付、就テハ  
其田ヲ戸長役場依頼スルヨニ林氏え篤ト御相談スニ行  
キテ候処、右鎌田弁造今里村行キ小山氏面会シテ其事  
委ク御咄し致しテ候処、<sup>(小脇)</sup>右山氏か申ルニは、奥加茂勢  
山組合十ヶ村総代調印被下様依頼行事如何候哉、上植  
野村相談之上行事定ル様、弁造氏又事務所迄帰事柄申  
候処、何分弁造氏ハ森本村・東土川村・久我村ハ三ヶ  
村其儘依頼スルト申シテ帰宅ス、又次ニ字嶋坂安井武  
右衛門請地壱ヶ所実地サシニ行テ帰宅スル

四月十二日 雨天 午前九時頃ニヨリ清水・民秋両名  
出勤スルコト

然ルニ鴨谷山件ニ付、松草上植野村外三ヶ村習慣ニて

刈取スル儀、鴨瀬山組合へかいで鎌田弁蔵・片山仁之

介両人、東土川・久我・志水・菱川・森本五ヶ村印形

貰二行被呉候ニ付、二三度かいで村へ尋行、午後六時

頃ニ<sup>(弊)</sup>敝村事務所右両人罷出

願度ト申出ル

又中小路久右衛門娘セキ伝染病罹リ、夫ニ付種重人替

り尋ニ相見ヘ、又戸長役場ヨリ中小路久右衛門営業上  
り高調差出スヘキ旨達シ有之、又同所ヨリ中村六兵衛  
犯則相成ル日限ヲ取調差出ヘキ旨書面越

四月十三日 晴天 午前十一時頃ヨリ民秋出勤シ、森  
山宗兵衛鉄道線路雜草是迄請居候処返上書五通認タル、  
午後一時頃ニ誓弘寺海邊隆念相見ヘ、中小路久右衛門  
村方馬金壹円八十八錢貸付候處、公証スルヘキ歟宜敷

ト中もの有之候ニ付、之レ因テ早々証文改候て、戸長

奥印割印トル、其後二時頃至リ鴨谷山件ニ付、井ノ内

村林君代言人藤林へ行、敝村事務所へ帰宅ス、かいで

村柴束ノ証拠無之候ては不都合、又組合鴨瀬山係ル調

印之廉前文意ハ代言ヨリ依頼スル書面認メ置ネバ是も

不都合ト被存ニ因テ、かいて村尋行、鎌田御氏不在中

ニテ片山氏へ頼置、早速藤林へ態使馬吉ヲ以差立ル、  
此小使十五錢貸し

翌十四日午后七時頃ニ帰村シ、延引相成は何ニテ延日

ニ相成歟ト尋、俄に持病差発し、夫故延引相成ト答ス

四月十四日 晴天 午前十時之頃ニ佐々木寅吉相見ヘ、  
昨日認メ被下ノ文中ニ年ト月ト間違有之、因テ御直シ

又中小路久右衛門娘セキ伝染病罹リ、夫ニ付種重人替

り尋ニ相見ヘ、又戸長役場ヨリ中小路久右衛門営業上  
り高調差出スヘキ旨達シ有之、又同所ヨリ中村六兵衛  
犯則相成ル日限ヲ取調差出ヘキ旨書面越

四月十五日 晴天 午前第八時民秋出勤シ、前記ノ久  
右衛門へ申出置候、又中村六兵衛犯則書取調、日限ヲ

認メ戸長ヘ差出ス、同日午前六時熊書面ヲ以申出コト、  
午前七時頃ヨリ今里村惣代<sup>(近)</sup>代野村儀兵衛相見、井ノ内

延引故又熊使差立ル、因テ罷出、鷄冠井惣代断ニテ井

之内惣代・敝村民秋両人、鷄冠井村中嶋与兵衛宅へ向

テ罷出、烟行被居呼行、帰宅之上事務所行、鎌田・中

嶋両人相談シ、藤林迄約定式拾円増加スル、之レ永井

九氏依願シ同日上京、藤林へ右由申出被下、其後午后

ヨリ菱川村總代金谷傳三郎、一組講掛け金相違ニ付、  
御尋ニ参り候也

四月十六日 雨天 午前ヨリ上納皆済ニ付取纏メ、小  
の利右衛門出勤ス

午前八時清水氏出勤シ、午后ニ一時ニ一寸民秋氏出ル、  
永井九郎左衛門上京、帰り候テ右ノ事柄御咄被下候処、  
民秋・清水調印シテ西武ヶ村へ送付ニ決議ニテ帰宅ス、  
又次ニ堀池半右衛門弟留吉小学校費出シ

四月十七日 雲天 戸長役場ヨリ埋葬届ケ認可証差出  
スヘキノ書面越シ、之レ則四月三日朝四筆差出ニ付、  
小使ニ申入候  
四月十八日 晴天 民秋・清水休日ス、午后ヨリ小鳴  
久兵衛殿氏神祭典ニ付各村宮總代集会、六人部宅迄行  
キコト

四月十九日 晴天 午前八時頃ヨリ清水出勤ス、和田

伊兵衛・森鶴之介会計ニ付、林田龜次郎え地所四ヶ所  
壳渡シニ付、地所裏書及公証消印願書及土地書入ニ付、  
願書又木ノ山武兵衛方壳渡し裏書、且ツ永井治郎右衛  
門壳渡し裏書、村方小学校積立金ニ付公証取消願土地  
書入、小嶋久左衛門公証取消願、堀池半右衛門差入公  
証消印願、右森鶴之介持地十三通認メテ戸長役場え差  
出し、又次ニ木ノ山武兵衛妻藤田浅七方離縁ノ願書モ  
差出候、午后民秋出勤ス、小嶋久兵衛・永井九郎左衛  
門式名昨日氏子集会決ニ付、神祭道具取調当村郷藏行  
ニテ取調候処、鳳凰トトウチハト披損致シニ付、氏子  
世話係リ岩見上里村え、宮總代え小使治三郎書面持セ  
テ照会スルコト、又次本日は当村字上川原井出取場人  
足る組・ハ組、右式組人足ニテ道造ルコト、又次ニ鳴  
谷山件ニ付藤田(林立)え追約定書送付相成候、其約定書今里  
村え当村小使以テ送付スルコト、又次ニ戸長役場より  
上納催促ニ付、植田三右衛門・小林宗介右式名送付相  
成候也

左衛門糲取ラレ、中小路儀次郎糲取ラレ、永井庄介ノ  
鶴取ラレ、鶴冠井村木村平兵衛掛け替振り相成ニ付、  
金ヲ受取金抵当渡スコト、午后五時頃ニテ森山宗兵衛  
鉄道局線路両側草刈取願差出候コト

四月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋両名出  
勤シテ居候處、秋田入金新聞分被下度ト依頼ス、清水  
新聞渡スコト、其後安井与左衛門裂地願書ニ付、実地  
検査シテ絵図面コシラヘテ差出コト、其後微兵向日町  
ニテ宿ヲ取ニ付、当村ミトン八拾枚差出様書面参り候  
處、其後地方税切符送付ニ付、其コト地価持等表致ス  
ニ付、其夜各組長集会スルコト

四月廿二日 晴天 午前八時頃<sup>(マダ)</sup>ヨリ清水・民秋両名  
参リ、村中ヨリふトン取調テ事務所迄持クルコト、上  
の喜四郎小学校教育費出金ノコト、午后ヨリ清水向日  
町外ヶ五ヶ村戸長役場蒲団調差出ニ付行、且ツ<sup>(製)</sup>製地  
コト、又葉件ニ係ルコト、帰宅ス

四月廿三日 晴天 午前八時頃ヨリ旧新興壳払代金ノ  
内貸付利足ヨセニ付、昨日差出有之蒲団取調三行、民  
秋氏戸長役場え人足植田忠右衛門・永井治郎右衛門連  
テ行、又旧新興ノ世話方永井五郎左衛門・小嶋久左衛  
門・小嶋久兵衛・民秋德兵衛・小野利右衛門・和田伊  
兵衛、午前十一時頃植田吉郎兵衛・安井与左衛門<sup>(製)</sup>製地  
願書差出候、又次大藪村木屋政五郎傘扱積ニ付御直シ  
被下度依頼候也、又次ニ巡查村寺々墓所官理者同人ニ  
テ検査スルト被申、清水案内シテ官理者任意スルコト、  
嶋田重介南芝壳渡し七拾錢ニテ壳ル、又次永井治郎右  
衛門切ノ口芝壳円十錢壳渡スニ取極ス、上田清治郎東  
芝茶畠ニ付、二十五年小作証ニ取極メスル  
鳴瀬山係ル藤林委任置レ、又段々願ヨリ式拾円四ヶ村  
協議上迄約定ス、右約定書永井九ヘ事ツケル、当村民  
秋・清水調印ス

四月廿四日 晴天ニテ風有リ 無拗事故ニ付休日シ、  
佐々木源四郎妹まさニ子貰フ、且別籍スル依頼参リ

乙訓郡上植野村役場日誌(3)

四月廿五日 雨天ニテ風有リ 午前八時ヨリ惣代兩人出勤シ、口組・ヘ組教育ヒ受取ス、藪取替セヨ永井太左衛門渡ス、又植田清次郎も渡ス、伊藤儀兵衛死亡ニ付、管理者認証受取ス、又生産届ケ認メル、安井与左衛門二男末吉生ル、因テ該人渡ス、各組長相談ル件、大藪塗張替ヘ式十本申入置候、且畠谷山ノ藤林増金式拾円ノコト申入置候、丘隊も向日町一泊シ、七十帖借、是本日る組十七錢、は組九錢渡ス

四月廿六日 午前八時頃ヨリ清水出勤シテ、地方税取纏メニ付小の五郎右衛門・小の利右衛門両名取纏メスル、又次小林喜平治入学願書、森好松入学願書、鶴冠井村片山与介養水講掛金掛切相成候ニ付抵当渡ス、金受取候也、永井治郎右衛門請地藪証ニ差入相成候、又次同人字切ノ口芝壳買代金壹円拾錢受取、次ニ清水・民秋村杭葛野郡郡村大藪寅吉買行、又次和田伊兵衛駅伝鑑札返上書差出、次ニ湯川伊之介養水講掛金不足分清水両名五円ツ、割付、四月分教育費持参スルコト、又次直次郎蒲團貰八錢渡ス、伊之介十七錢渡スルコト

四月廿七日 晴天 其晩清水宅ニテ馬吉申付候也  
午前ヨリ民秋氏出勤シテ、字伏見街道筋道造スルニ付、車止向日町署迄願行キ、次郡村ヨリ杭木当村郷藏迄着致候、次ニ役場より村会補欠充<sup>(ママ)</sup>三名投票スルコト、書面參り候、次道造杭木とギ大工茂助雇ヒ、馬吉依頼シテ帰宅候コト

四月廿八日 雨天少々 午前八時頃ヨリ民秋・清水出勤スル、藤田重郎兵衛事務所罷在テ、本日郡役所乙訓聯合會議員投票入行コト如何候哉尋ニ参り、永井治郎右衛門字上川原請地藪コトニ付御尋參候  
本日議員之内、和田伊兵衛・藤田重郎兵衛郡役所へ投票入レニ行、当村議員補充村中投票入セス紙各組長ヘ渡ス、同日民秋前<sup>(カ)</sup>コ繩手車止昨日願置本日伺行、届聞濬相成ニ付テハ、実地検査巡査遠山氏被相見候、又次ニ教育ヒ戸数分金式拾円五十八錢三厘、地掛リ四拾八錢三厘長谷川与五郎渡ス、次ニ第壹組要水講義川村助成通少シ間違ニ付金谷徳次郎・南大介兩人相見候、就ては小の利右衛門相見ヘ、巡査面会シ植田勝兵衛分

署ヨリ厳敷申され、右小の君共ニ□□□□被下、又本  
日藤田茂兵衛トキ壱人傭ヒシナリ、鴨谷山裁判都合  
葉書ニテ四村惣代よりニテ藤林出ス

四月廿九日 雲天 午前八時頃ヨリ清水・民秋德兵衛  
出勤スル、字伏見街道筋道造人足ニ付、中小路熊次郎・  
永井善右衛門・永井庄介日ニ八錢ツ、働ニ付、八時早々  
現場え行キ、向日町分署ヨリ惣代當村只今出頭ス様ニ  
清水出勤スル、分署長ヨリ申サレ候ニ、當村中(掃除)ゾヂス

ル様注意スル様、且ツ車止ノ文面人力車除ク五字加え  
ルコトニテ板札持帰ルコト、又次当村各組長ヨリ村委会  
議員投票持参リ、其投票戸長役場え清水持行候處開付  
候ニ付、永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・植田嘉右衛門画三名  
三名多札ニ付当撰相成候、又次ニ小嶋政次郎裏書ニ付  
不都合廉有之ニ付、早刻役場印形持參ニテ出頭スルコ  
ト、植田三右衛門・藤田徳次郎・植田長次郎・村井孫  
右衛門地方税催促書持帰り本人渡スコト、安井与左衛  
門製地願ニ付売買証ニ付且ツ公証願差出コトニテ一先  
帰リ候、午后一時頃ヨリ各クミ長ヨリ村中一統ソ(掃除)ヲシ

スルコト、伍長談示スルコト、中村吉右衛門商業鑑札  
返上スルニ付願書依頼スルコト、堀池半右衛門長男勇  
吉入学スルコト、大坂小西薬屋参リ、村中差出葉リ印  
紙帖用スルニ付、差替致度存居候ニ付依頼参リ候、又  
其晩村委会議員事務所迄出頭シテ和田伊兵衛・長谷川与  
兵衛辞職ニ付投票スルコト、又次藤田喜之介徵兵檢  
查察京都行、旅費渡スニ付、戸長役場え印形持參ニテ  
早刻行コト

四月三十日 晴天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、町村議  
員永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・植田嘉右衛門画三名  
相極リ、承諾書戸長差遣シ、聯合議員撰挙差遣候、又  
小嶋久兵衛結婚届認メ戸長ヘ出ス、又紙屋木村辰之介  
ニテ巻紙壹本替ヲ遣ス、葉印紙貼用外預分本日午後一  
時ヨリ夫々相渡ス、藤井伍繩手土方中小路熊五郎・永  
井庄介・井上捨吉・小の五右エ門四人遣ス、上川原藪  
取替ニ野口常次郎・永井太左衛門渡ス、金拾三錢七厘  
墓掃除ちん差引ニテ安井与左衛門渡ス、又金壱円七厘  
四月差引ニテ佐々木源四郎渡ス